

毎月勤労統計調査について

I 令和元年に係る変更点等

(1) 平成31年1月分公表時からの変更点

厚生労働省が標本の部分入替え(平成30年1月分及び平成31年1月分実施)や基準とする母集団労働者数の更新(平成30年1月分実施)等を行ったことにより、賃金と労働時間の前年同月比には、一定の断層が含まれるため、時系列比較を行う際には留意が必要です。

鳥取県では、平成31年1月調査で対象事業所(事業所規模5人以上)のうち約4割の入替を行いました。

II 調査の概要

1 毎月勤労統計調査地方調査

毎月勤労統計調査地方調査は、日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)〕に属する常用労働者5人以上の事業所を対象に、賃金、労働時間及び雇用の変動を把握する調査である。調査対象事業所は、常用労働者5人以上の約11千事業所(経済センサス-基礎調査)から抽出した約460事業所である。

2 毎月勤労統計調査特別調査

(1) 調査の概要

毎月勤労統計調査特別調査は、上記II-1の日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者1人以上4人以下の事業所を対象に、賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする調査である。調査対象事業所は、平成26年経済センサス-基礎調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する常用労働者1人以上4人以下の約450事業所である。

(2) 調査の時期

令和元年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間(特別に支払われた現金給与額については、平成30年8月1日から令和元年7月31日までの1年間)の状況について、令和元年8月及び9月に調査を実施した。

(3) 主な調査事項

- ア 主要な生産品の名称又は事業の内容
- イ 企業規模
- ウ 常用労働者の数
- エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - a 性
 - b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - c 年齢及び勤続年数
 - d 出勤日数及び1日の実労働時間数

- e きまって支給する現金給与額
- f 特別に支払われた現金給与額

Ⅲ 用語の定義

1 毎月勤労統計調査地方調査

(1) 現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。

- ・現金給与総額

以下に述べるきまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額。

- ・きまって支給する給与（定期給与）

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

- ・所定内給与

きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。

- ・所定外給与（超過労働給与）

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

- ・特別に支払われた給与（特別給与）

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

- ① 夏冬の賞与、期末手当等の一時金
- ② 支給事由の発生が不定期なもの
- ③ 3か月を超える期間で算定される手当等（6か月分支払われる通勤手当等）
- ④ いわゆるベースアップの差額追給分

(2) 実労働時間、出勤日数

労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

- ・総実労働時間数

次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計。

- ・所定内労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。

- ・所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。

- ・出勤日数

業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。

(3) 常用労働者

事業所に使用され給与を支払われる労働者（船員法の船員を除く）のうち、

- ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者
- のいずれかに該当する者のことをいう。

- ・一般労働者：常用労働者のうち、次のパートタイム労働者以外の者
- ・パートタイム労働者：常用労働者のうち、
 - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者のいずれかに該当する者のことをいう。

2 毎月勤労統計調査特別調査

(1) 現金給与額

- ・きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

- ・特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、平成30年8月1日から令和元年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

(2) 実労働時間、出勤日数

- ・実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

- ・出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含めないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

(3) 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

- a 期間を定めずに雇われている者
- b 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。

なお調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。

IV 利用上の注意

1 毎月勤労統計調査地方調査

- ・この調査結果は、平成31年1月分から令和元年12月分までの毎月勤労統計調査地方調査における賃金、労働時間及び常用労働者数の年平均を取りまとめたものである。
- ・事業所規模5人以上の集計には、事業所規模30人以上の事業所も含まれており、「不動産業、物品賃貸業」は調査対象事業所が少ないため非公表とするが、調査産業計には含まれる。

- ・「前年比」の増減率は、指数により算出しており実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- ・毎月勤労統計調査地方調査の産業分類について
平成 22 年 1 月分から、平成 19 年 11 月改訂の日本標準産業分類に基づく集計結果を公表している。
「調査産業計」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」「複合サービス事業」については、日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）（以下「旧産業分類」という。）に基づいて公表している平成 21 年以前の集計結果と接続させているが、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」については平成 21 年以前の旧産業分類に基づく集計結果と接続していない。
また産業名で、「電気・ガス業等」、「学術研究等」、「宿泊業・飲食業等」、「生活関連サービス等」、「その他のサービス業」とあるのは、それぞれ「電気・ガス・熱供給・水道業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」のことである。
- ・基準年の変更に伴う指数の改訂について
平成 29 年 1 月分速報公表時から、各指数の基準年を平成 22 年(2010 年)から平成 27 年(2015 年)に更新した。平成 28 年 12 月分までの指数については、平成 29 年 1 月分以降と比較できるように、平成 27 年平均が 100 となるものに遡及改訂している。なお、平成 28 年 12 月分までの増減率については遡及改訂していないため、改訂後の指数で計算したものと一致しないことがある。
なお将来、指数等は、基準年の変更（基準改定）に伴い改訂されることがある。
※基準年の変更に伴う指数の改訂とは、指数の基準年を西暦年の末尾が 0 又は 5 の付く年に変更する改訂のことをいい、5 年ごとに行うものである（指数の基準時に関する統計基準（平成 22 年 3 月 31 日総務省告示第 112 号）に基づく）。
- ・指数等のギャップ修正について
調査事業所のうち 30 人以上の抽出方法は、従来の 2～3 年に一度行う総入替え方式から、毎年 1 月分調査時に行う部分入替え方式に平成 30 年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数とその増減率は、労働者数推計のベンチマークを平成 30 年 1 月分で更新したことに伴い、平成 30 年 1 月分公表時に過去に遡って改訂した。

2 毎月勤労統計調査特別調査

- ・統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。
- ・「前年比」は、対前年増減率（%）を掲載している。前年比及び前年差は、表章単位の数値から算出している。
- ・宿泊業、飲食サービス業は「宿泊業・飲食業等」、生活関連サービス業、娯楽業は「生活関連サービス等」、サービス業(他に分類されないもの)は「その他のサービス業」と表示する。